

支払条件の改善に向けた取組及び課題について

令和 2 年 7 月 3 1 日
事務局

支払条件の改善に向けた これまでの取組

大企業・中小企業間の取引適正化に関する政府方針

安倍内閣総理大臣施政方針演説（抜粋）

（第190回国会、平成28年1月22日）

- 「より安く」を追い求める、デフレ型の経済成長には、自ずと限界があります。
- 「より安く」ではなく、「より良い」に挑戦する、イノベーション型の経済成長へと転換しなければなりません。
- 原材料コストの価格への転嫁など、下請企業の取引条件の改善に官民で取り組みながら、最低賃金についても、1000円を目指し、年率3%を目途に引き上げます。

成長戦略実行計画（抜粋）

（令和元年6月21日）

- 親事業者からのコスト低下圧力が原因となって、下請事業者となっている中小企業が賃金や設備投資の水準を上げられない可能性もあることから、（中略）個別の産業に応じた取引関係の課題を明らかにし、競争法制や中小企業法制等をフル活用して、きめ細かな改善を図っていく。
- これにより、サプライチェーン全体の中で、大企業と中小企業がコストアップを公正に負担し合ったり、大企業が中小企業のデジタル技術実装に協力したりすることで、中小企業の生産性向上を後押しし、経済全体の付加価値を高める、共存共栄の関係を構築する。

安倍内閣総理大臣施政方針演説（抜粋）

（第201回国会、令和2年1月20日）

- 七年前、十年ぶりの大改正を行った下請振興基準を、更に改正し、対象を拡大します。
- 大企業に対しても、新たに金属産業、化学産業で、自主行動計画の策定を求めます。
- 業界ごとの取引慣行に詳しい専門人材を下請Gメンに採用し、下請取引の更なる適正化に取り組んでまいります。

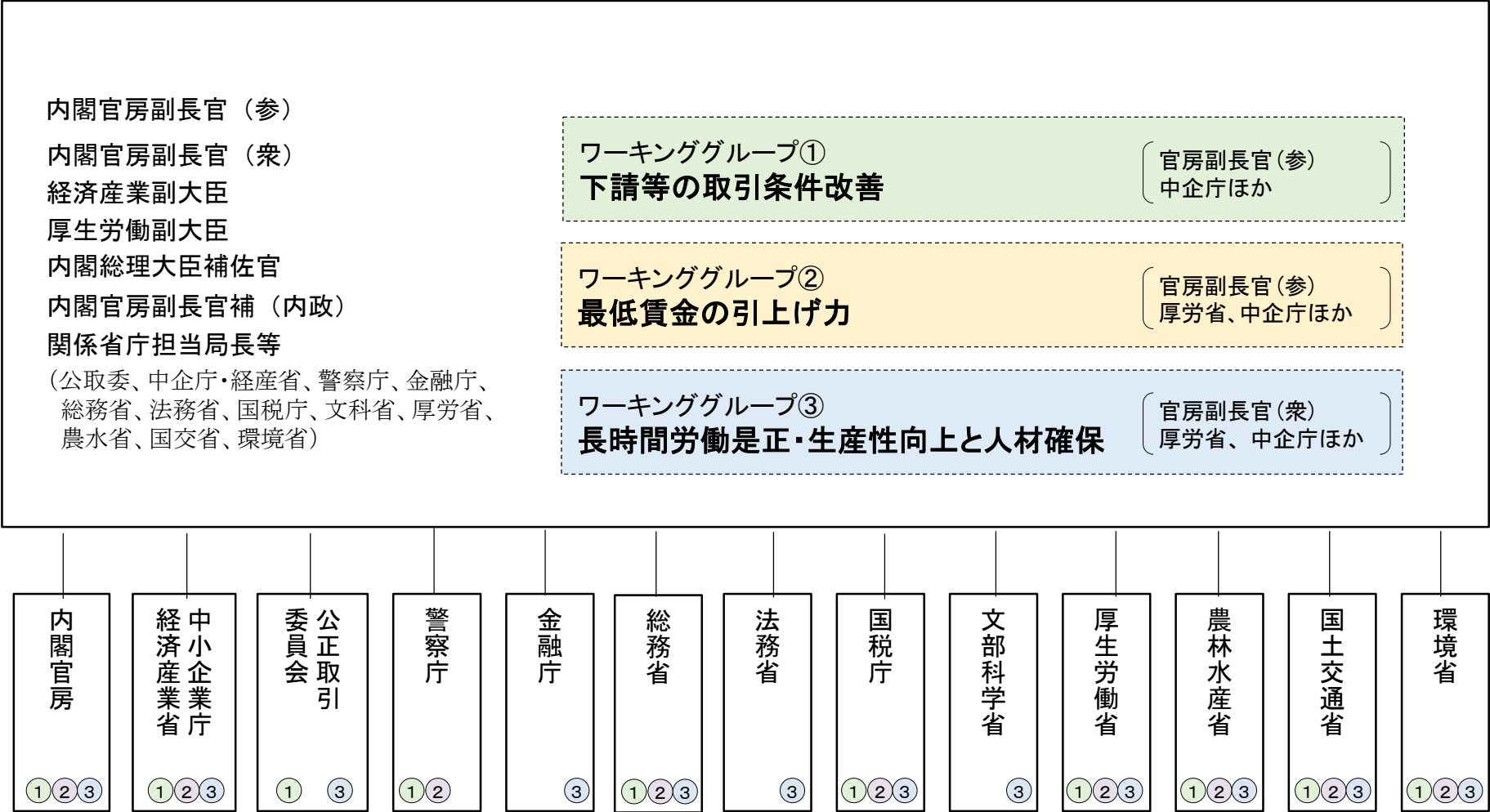
中小企業の課題に政府一丸で取り組む

- 中小企業の課題に総合的に取り組むため、総理官邸に、省庁横断の会議を設置。

内閣総理大臣

中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議

(旧 下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議を改組)



「未来志向型の取引慣行に向けて」について

経済産業省として取り組む今後の政策パッケージ（平成28年9月15日）

3つの基本方針

- (1) 親事業者による不適正な行為に対して厳正に対処し、**公正な取引環境を実現**する。
- (2) **親事業者・下請事業者双方の「適正取引」や「付加価値向上」**につながる望ましい取引慣行等を普及・定着させる。
- (3) **サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善や賃上げできる環境の整備**に向けた取組を図る。

3つの重点課題

本来は親事業者が負担すべき費用等を下請事業者に押しつけることがないよう、徹底する。

価格決定方法の適正化

一律〇%減の原価低減を要請される、
労務費上昇分が考慮されない、等

コスト負担の適正化

量産終了後に長期間に渡って無償で
金型の保管を押しつけられる、等

支払条件の改善

手形等で支払いを受ける比率が高い、
割引コストを負担せざるを得ない、等

業種横断的なルールの特強化・厳格な運用（横軸）

事項	改正時期	改正内容
下請法「運用基準」の改正	平成28年12月	➤ 下請法の違反事例を 75事例追記 。（計141事例を記載）
下請中小企業振興法 「振興基準」の改正	平成28年12月	➤ 合理的な原価低減要請の実施、労務費上昇分への考慮、親事業者の事情による下請事業者の型保管費用を親事業者が負担すること等について規定。
	平成30年12月	➤ 大企業間の支払条件の見直しや、型代金の支払方法の改善、「働き方改革」を阻害する取引慣行の是正等 について新たに規定。
	令和2年1月	➤ 型取引の抜本的な適正化や受発注システム等の電子化 への対応を新たに規定。
下請代金の支払条件の改善 (通達、振興基準の見直し)	平成28年12月	➤ 可能な限り 現金払い に。（50年ぶりに手形通達の改正を実施）

業種別の自主行動計画の策定等（縦軸）

- (1) 産業界に対し「**自主行動計画**」の策定と着実な実行を要請するとともに、毎年、策定団体自らフォローアップ調査を行う。
（8業種21団体（平成29年3月末）→**16業種47団体**（令和2年5月末時点））
- (2) 国が定める業種別**下請ガイドライン**を改訂。（17業種（平成29年3月末）→**18業種**（令和2年4月末時点））

手形通達（下請代金の支払手段について）の改正

- 平成28年12月、50年ぶりに手形通達を改正。
 - ①手形払いの現金化、②手形割引料（金利分）の代金上乘せ、③手形サイトの短縮 を要請。

<改正前>

下請代金の支払のために振り出す手形のサイトを原則として、120日以内（繊維業は90日以内）とし、さらに、経済情勢の好転に即応しつつ短縮するように努める。

「下請代金の支払手形のサイトの短縮について」
昭和41年3月 公正取引委員会・中小企業庁通達

<改正後>

親事業者による下請代金の支払については、以下によるものとする。

- 1 下請代金の支払は、できる限り現金によるものとすること。
- 2 手形等により下請代金を支払う場合には、その現金化にかかる割引料等のコストについて、下請事業者の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を親事業者と下請事業者で十分協議して決定すること。
- 3 下請代金の支払に係る手形等のサイトについては、繊維業90日以内、その他の業種120日以内とすることは当然として、段階的に短縮に努めることとし、将来的には60日以内とするよう努めること。

下請中小企業振興法「振興基準」の概要

- 「振興基準」において、親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行等を具体的に提示。主務大臣（業所管大臣）は、同基準に基づき、下請事業者又は親事業者に対して「指導又は助言」を行うことが可能。
- 平成30年12月の改正時には、サプライチェーン全体で支払条件を改善するため、大企業取引の支払条件の見直しも追加。

1. 取引先の生産性向上等への協力

- 親事業者は、生産性向上等の努力を行う下請事業者に、必要な協力（下請事業者との面談、工場訪問、サプライチェーン全体での連携等）をするよう努める。

2. 合理的な原価低減要請

- 親事業者は、原価低減要請を行うに当たっては、客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く要請と受け止められないことがないよう、合理性の確保に努める。

3. 取引対価への労務費上昇分の影響の考慮

- 人手不足や最低賃金の引き上げ等に伴う労務費上昇について、その影響を十分に加味して取引対価の見直しの協議を行う。

4. 型取引の適正化

- 双方で事前協議の上、必要事項の書面化を行う。
- 親事業者は、型代金等、型の保管費用を支払う。
- 型の廃棄・返却、保管費用に関する「目安」に基づき、型の廃棄・返却、保管に関する諸手続きを行う。
- 親事業者は、型に係る知財・ノウハウの侵害をせず、利用に当たっては適正対価を支払う。

5. 下請代金の支払条件改善

- 下請代金の支払いは、可能な限り現金で行う。
- 手形等を振り出す場合、現金化に係る割引料等のコストを下請事業者に負担させることがないよう、下請代金の額を十分に協議して決定する。
- 手形サイトは段階的に短縮に努めることとし、将来的には60日以内とするよう努める。
- 親事業者は、大企業取引の支払条件の見直しを進め、サプライチェーン全体で支払条件の改善に取り組む。

6. 「働き方改革」への対応

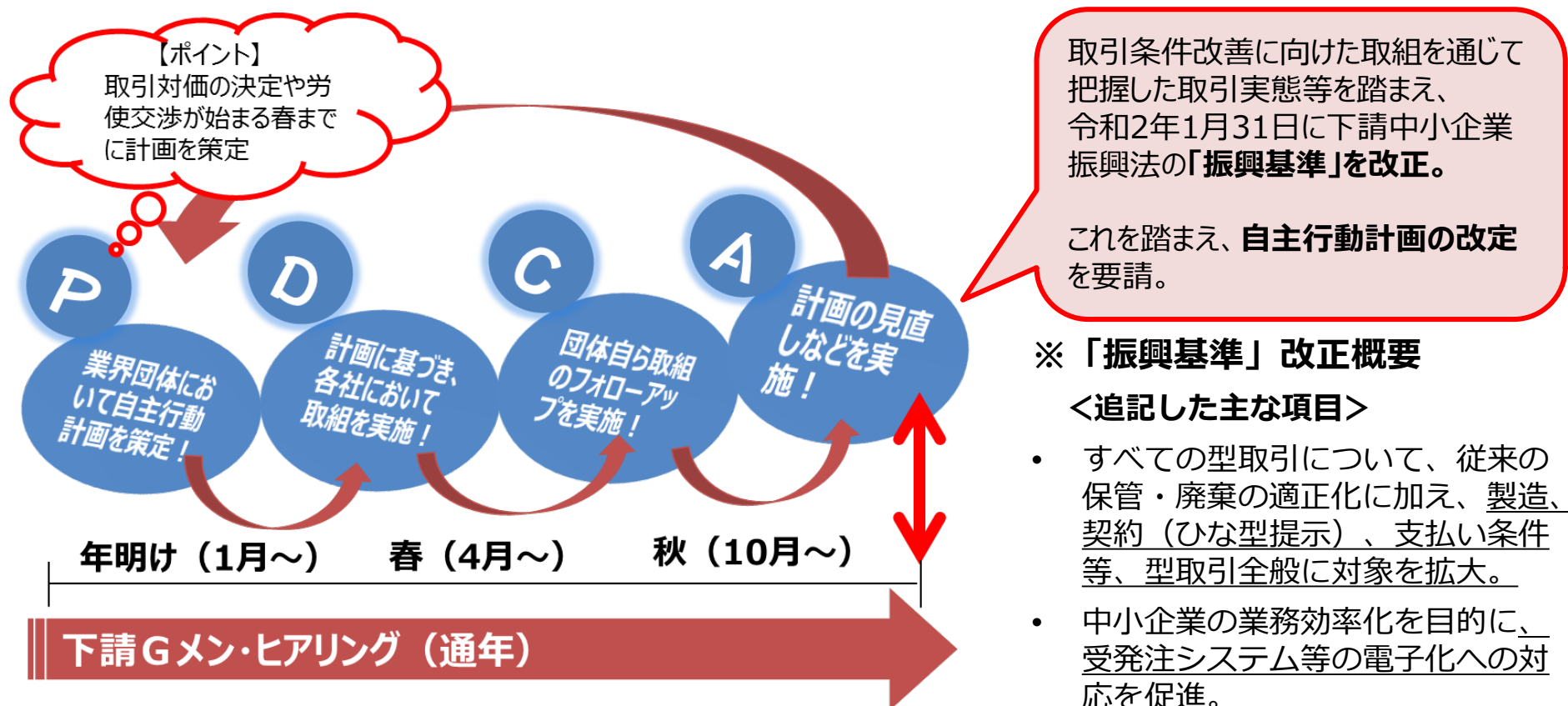
- 親事業者は、下請事業者の不利益となるような取引や要請を行わないこと。
- やむを得ず短納期発注又は急な仕様変更などを行う場合には、親事業者が適正なコストを負担すること。

7. 「天災等」への対応

- 事前対策として、BCPの策定、BCMの実施に努めること。
- 事後対策として、下請事業者は、親事業者へ被害状況を通知すること。親事業者は、下請事業者に負担を押し付けないとともに、被災事業者との取引継続に努めること。

自主行動計画の取組の浸透と業種の拡大（PDCAサイクルの実施）

- 産業界に対しては、「自主行動計画」の策定・実行を要請。策定団体自らフォローアップ調査を行うとともに、昨年度より、中小企業政策審議会取引問題小委員会において取組の検証を開始。
PDCAサイクルを回すことで、サプライチェーン全体での浸透を図っていく。
- また、下請中小企業の取引条件改善に向けて、既存業種だけではなく、**他の業種にも自主行動計画の取組を広げていく**ことが必要である。



下請ガイドライン策定業種、自主行動計画策定団体（令和2年5月末時点）

- 下請ガイドラインは現在18業種策定、自主行動計画は現在16業種47団体策定。

＜下請ガイドライン策定業種＞

業種		ガイドライン名称
製造	素形材	素形材産業取引ガイドライン
製造	自動車	自動車産業適正取引ガイドライン
製造	産業機械・航空機等	産業機械・航空機等における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
製造	繊維	繊維産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
製造	電気・情報通信機器	情報通信機器産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
情報	情報サービス・ソフトウェア	情報サービス・ソフトウェア産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
サービス	広告業	広告業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
建設	建設業	建設業法令遵守ガイドライン
製造	建材・住宅設備産業	建材・住宅設備産業取引ガイドライン
運輸	トラック運送業	トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン
情報	放送コンテンツ	放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン
製造	金属産業（旧鉄鋼）	金属産業取引適正化ガイドライン
製造	化学産業	化学産業適正取引ガイドライン
製造	紙・紙加工業	紙・紙加工産業取引ガイドライン
製造	印刷業	印刷業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
情報	アニメーション製作業	アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
食品	豆腐・油揚げ製造業	食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン～豆腐・油揚げ製造業～
食品	牛乳・乳製品	食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン～牛乳・乳製品～

＜自主行動計画策定団体＞

業種		団体名
自動車		日本自動車工業会 日本自動車部品工業会
素形材		素形材センター等 計9団体
機械製造業		日本建設機械工業会 日本産業機械工業会 日本工作機械工業会 日本半導体製造装置協会 日本ロボット工業会 日本計量機器工業連合会 日本分析機器工業会 一般社団法人カメラ映像機器工業（CIPA）
航空宇宙工業		日本航空宇宙工業会
繊維		日本繊維産業連盟等 計2団体
紙・紙加工業		日本製紙連合会
電機・情報通信機器		電子情報技術産業協会（JEITA）等 計4団体
情報サービス・ソフトウェア		情報サービス産業協会
流通業	スーパー、コンビニ、ドラッグストア等の小売業	日本スーパーマーケット協会 全国スーパーマーケット協会 日本フランチャイズチェーン協会 日本チェーンドラッグストア協会 日本ボランティアチェーン協会 日本ドゥ・イット・ユアセルフ協会
建材・住宅設備		日本建材・住宅設備産業協会
金属産業		日本電線工業会 日本鉄鋼連盟
化学産業		一般社団法人日本化学工業協会／塩ビ工業・環境協会 ／化成品工業協会／石油化学工業協会／一般社団法人日本ゴム工業会／日本プラスチック工業連盟（6団体連名）
警備業※警察庁より要請		全国警備業協会
放送コンテンツ業※総務省より要請		放送コンテンツ適正取引推進協議会
トラック運送業※国交省より要請		全日本トラック協会
建設業※国交省より要請		日本建設業連合会

価値創造企業に関する賢人会議

- 大企業と中小企業経営者が一堂に会する「価値創造企業に関する賢人会議」において、両者が共に稼げる「共存共栄」の関係の構築に向けた施策のあり方を検討。
- 今年2月に公表された「中間とりまとめ」において、更なる取引適正化に向け、業界団体ごとの「自主行動計画」の検証結果を踏まえた新たな対策・検討の改訂に加え、**個社による「自主行動宣言」を通じて、個社の取引適正化の取組を「見える化」することが重要**であると示された。

＜中間とりまとめのポイント＞

1. 取引構造の課題と施策の方向性

課題

- ①「安価・高品質」の追求だけでなく、社会課題解決などの「価値あるもの」を「相応の価格」で提供する必要あり
- ②業界団体による「自主行動計画」では、個社の取組が比較できない
- ③Tier1企業とTier2以下の企業では売上高の伸び率に開きあり

施策の方向性

- ①系列・規模を超えた連携の促進（オープンイノベーション、M&A促進等）と、ドイツ型の共存共栄モデルの取り込み（独の中小企業は高い利益率）
- ②個社の「自主行動宣言」による取組の「見える化」
- ③サプライチェーンの頂点企業を軸に、「Tier N」から「Tier N+1」に共存共栄を浸透

2. 個別取引の課題と施策の方向性

課題

- ①発注側が協議に応じず、価格転嫁できない
- ②知的財産権の取扱いが不明確
- ③適正な対価を伴わない働き方改革の「しわ寄せ」

施策の方向性

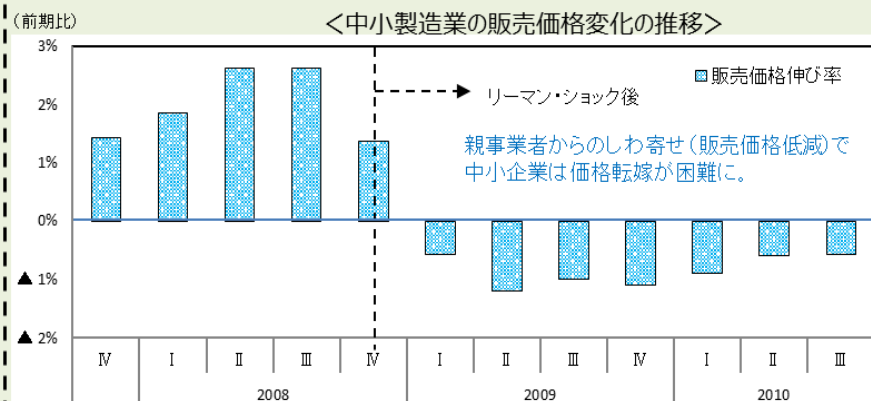
- ①「振興基準」に基づく指導・助言の徹底と、転嫁協議の促進
- ②知財専門の下請Gメン、契約の「ひな形」の作成
- ③下請Gメンによる指導、官公需発注の平準化

未来を拓くパートナーシップ構築推進会議

- 本年6月に開催した「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」において、感染症の影響により取引環境が悪化するおそれがあることや賢人会議の「中間とりまとめ」を踏まえ、サプライチェーン全体の取引適正化と強靱化・高度化に向け、下請振興基準の遵守を含む「パートナーシップ構築宣言」とポータルサイトへの掲載・公表の仕組みが示された。

取引適正化に向けた課題と施策の方向性

- 過去のリーマンショック等経営環境が極端に悪化した際、取引価格の「しわ寄せ」が強まった経緯があり、その再現を防ぐ必要。



- 《好循環実現への課題》
- 労務費等の販売価格への転嫁を進めるなど取引適正化をサプライチェーン全体で進め、中小企業を含め、雇用・所得環境を改善させていく必要。

- 《取組の方向性》
- 親事業者と下請事業者の望ましい関係を定めた「振興基準」の遵守など、個社による「パートナーシップ構築宣言」を通じて、中小企業と発注側たる大企業との価格交渉の協議等を促進。

「パートナーシップ構築宣言」の仕組み

- 取引先との新たなパートナーシップ構築を宣言し、
(1) **サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携**
(企業間連携、IT実装支援、専門人材マッチング等)
(2) 「振興基準」の遵守、特に、**取引適正化の重点5課題**
(①価格決定方法、②型管理の適正化、③**現金払の原則の徹底**、④知財・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止)
に重点的に取り組むことを、「代表権のある者の名前」で宣言。

※一部の先進的な企業による「取引先満足度調査」といった取組は、任意記載事項とし、他社との差別化を図れるようにする。

- **宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載・公表。** ※サイトは、6月上旬に開設。
- 2020年度下期の取引価格交渉がまとまる**本年8月に向け、「宣言」の働きかけ**を行う。
- 「振興基準」に違反し、**主務大臣の指導・助言を受けた場合など、「宣言」を履行していないと認められる場合には、「宣言」のサイトへの掲載を取りやめることがあり得る**とすることで、宣言の実効性を担保。
- 同時に、宣言企業に対しては、企業向け支援策（例：省エネ補助金、NEDOの研究開発補助金）の優先採択（審査において加点）することを検討。

中小企業の手形支払に関する現状

令和元年度自主行動計画フォローアップ調査の結果

- 平成28年12月、50年ぶりに、手形通達を改正し、
①手形払いの現金化、②手形サイトの短縮、③手形割引料（金利分）の代金上乗せを要請。
- 自主行動計画フォローアップ調査の結果によると、現金払いの割合は増加しており着実に改善はみられるが、手形サイトの短縮化や割引料の上乗せなど、手形払いの適正化に向けた課題は残る。

【改正手形通達の達成状況】（出典）令和元年度自主行動計画フォローアップ調査

①手形払いの現金化：現金支払いの割合が徐々に増加

※設問 2 6：「下請代金を手形等で支払っている割合はどれくらいか」という設問に対して、「すべて現金払い」「10%未満」「10～30%未満」「30%～50%未満」「50%以上」「すべて手形払い」の回答項目を設置。

「すべて現金払い」の割合	平成29年度	平成30年度	令和元年度
発注側	49%	53%	57%
受注側	26%	28%	30%

②手形サイトの短縮：改善は道半ば

- ・ 60日以内の手形を受けている事業者の割合

※設問 2 8：「下請代金を手形等で支払っている場合、手形等のサイトはどれくらいか」という設問に対して、「30日以内」「60日以内」「90日以内」「120日以内」「120日超」の回答項目を設置。

「60日以内」の割合	平成29年度	平成30年度	令和元年度
発注側	14%	13%	18%
受注側	10%	12%	14%

③手形割引料（金利分）の代金上乗せ：若干改善も不十分

- ・ 下請代金の額に「概ね勘案」されている事業者の割合

「概ね勘案」の割合	平成30年度	令和元年度
受注側	19%	23%

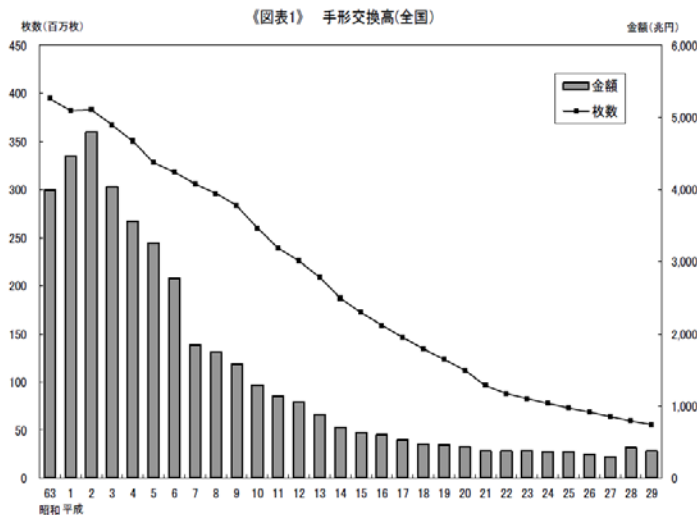
※設問 2 7：「下請代金を手形等で支払っている場合、下請事業者の負担することのないよう、現金化にかかる割引料等のコストを勘案して下請代金の額を決定しているか。」という設問に対して、「概ね勘案」「一部勘案」「勘案していない」の回答項目を設置。

手形払いの現金化

約束手形の利用状況（全体）

- 手形取引は全体として減少しており、金額ベースでの取扱高はピーク時である平成2年の5%程度。
- 昨年11月に実施した金融機関・事業者ヒアリングによれば、**手形に係るコストを背景に、新しい金融手法への移行**が報告されている。

手形交換高（全国）の推移



（出典）全銀協

【手形利用状況・全体】

- ◆ 印紙税、管理コスト、セキュリティ対策などの手形に係るコストや、ネットバンキング等新しい金融手法の台頭などから手形の取扱高が減っている。＜金融機関＞
- ◆ 手形から銀行振込みやファクタリングに移行しており、手形の取扱いは6割程度まで減少している。＜金融機関＞
- ◆ 持ち込まれた手形の銘柄をみると、大企業の手形が特に減少している印象。＜金融機関＞
- ◆ 昔ほど決済手段として手形に頼った経済ではなくなっていると感じている。海外企業との決済手段は、ほとんど海外送金やクレジットカード決済になっており、自社の取引先では95%程度が海外送金となっている。＜金融機関＞

（出典）金融機関・事業者ヒアリング

約束手形の利用状況（業種別、企業規模別）

- 全体として手形取引は減少しているものの、現金化の状況や手形サイトなど支払手段の実態は、**業種・企業規模によって偏りがある**。

【手形利用状況・業種、企業規模】

- ◆ 中小企業や個人事業主からは、約束手形に対する根強い利用ニーズがある。現金化まで時間がかかる業種である建設業の他、卸・小売業、商社が多い印象。＜金融機関＞
- ◆ 製造業や建設業では手形決済の慣習が残っているようだ。＜金融機関＞
- ◆ 卸売りは販売先が非常に多く、振り込み手続きが煩雑。そのため約束手形が用いられていると考えられる。＜金融機関＞
- ◆ 運送業では手形取引は非常に少ない。仮に利用していても90日くらいのサイト。近年、大手運送会社は支払期日を短縮化してきており、運送業全体で早くなっていると実感。ただし、一定額を超えると手形とするところが多いように思う。＜運送業事業者＞
- ◆ 醸造業では、以前は手形の受け取りは多かったが、現在は現金払いが浸透してきており、手形の利用自体が減ってきている。＜醸造業事業者＞
- ◆ 運送業である自社は、手形での支払いは20年前に廃止し、現金化を実現。手形は印紙税や郵送の問題があり、コストがかかる支払い手段との認識。資金繰りに問題がなければ、手形はなくてもよいと思う。＜運送業事業者＞
- ◆ 製紙業界では元々約束手形よりもファクタリングによる決済が多い。今はほとんど現金振り込みになっているが、大企業からの支払いでも、一部ファクタリングによる決済が残っている。＜製紙業事業者＞
- ◆ 酒卸売業では酒屋や飲食店との取引において手形取引はない。主に、現金振り込みか小切手が使われている。＜酒卸売業事業者＞

【参考】自主行動計画フォローアップ調査結果 <支払条件(対下請企業)・現金比率>

- 下請中小企業との取引において、「**手形払いの現金化**」については、全体として改善傾向にある。
- 特に、自動車部品では、発注・受注ともに、「すべて現金払い」の回答が最も多く、**着実に改善**。
- また、機械製造業や航空宇宙では、**手形の使用率が50%超**の企業割合が、他業種と比較して、**高い状況**ではあるが、**手形の使用率は下がりつつあり**、改善傾向にある。

<支払条件の改善（下請代金の手形等の使用率）についての調査結果（全体）>

「すべて現金払い」 の割合	平成29年度	平成30年度	令和元年度
発注側	49%	53%	57%
受注側	26%	28%	30%

※設問 2 6：「下請代金を手形等で支払っている割合はどれくらいか」という設問に対して、「すべて現金払い」「10%未満」「10～30%未満」「30%～50%未満」「50%以上」「すべて手形払い」の回答項目を設置。

【参考】自主行動計画フォローアップ調査結果 <支払条件(対下請企業)・現金比率>

<下請中小企業との取引の支払条件の改善（下請代金の手形等の使用割合）についての調査結果（業種別）>

発注側	自動車			自動車部品			素形材			繊維			電機・情報			ソフトウェア		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
全て現金	58%	71%	71%	33%	42%	48%	35%	41%	42%	63%	55%	64%	32%	40%	44%	98%	99%	99%
10%未満	0%	0%	0%	3%	6%	7%	5%	7%	7%	8%	10%	8%	9%	6%	9%	0%	0%	1%
10～30%未満	0%	7%	7%	11%	8%	7%	11%	12%	9%	11%	10%	10%	12%	14%	10%	0%	0%	0%
30～50%未満	21%	7%	7%	12%	10%	11%	6%	9%	11%	9%	12%	9%	14%	11%	6%	0%	1%	0%
50%以上	21%	14%	14%	40%	32%	25%	41%	30%	29%	8%	12%	8%	32%	29%	31%	2%	0%	0%
すべて手形	0%	0%	0%	1%	2%	1%	2%	1%	3%	1%	1%	1%	1%	0%	1%	0%	0%	0%

受注側	自動車部品			素形材			繊維			電機・情報			ソフトウェア		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
全て現金	22%	21%	29%	11%	14%	17%	43%	37%	41%	27%	32%	26%	93%	91%	80%
10%未満	12%	16%	19%	11%	12%	14%	10%	12%	10%	19%	18%	26%	7%	4%	18%
10～30%未満	25%	23%	23%	21%	25%	20%	17%	20%	19%	24%	11%	16%	0%	2%	2%
30～50%未満	26%	22%	16%	20%	19%	17%	13%	14%	15%	8%	21%	13%	0%	2%	0%
50%以上	14%	16%	12%	33%	27%	29%	15%	16%	13%	22%	18%	19%	0%	0%	0%
すべて手形	1%	2%	1%	4%	3%	3%	2%	1%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

※設問26：「下請代金を手形等で支払っている割合はどれくらいか」という設問に対して、「すべて現金払い」「10%未満」「10～30%未満」「30%～50%未満」「50%以上」「すべて手形払い」の回答項目を設置。

※割合については、小数点以下第1位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100%とならない。

【参考】自主行動計画フォローアップ調査結果 <支払条件(対下請企業)・現金比率>

<下請中小企業との取引の支払条件の改善（下請代金の手形等の使用割合）についての調査結果（業種別）>

発注側	産業機械			工作機械			建設機械			半導体製造装置			航空宇宙			小売		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
全て現金	－	38%	32%	－	32%	34%	12%	52%	23%	－	－	37%	－	－	17%	－	100%	79%
10%未満	－	5%	5%	－	4%	2%	9%	9%	9%	－	－	0%	－	－	0%	－	0%	6%
10～30%未満	－	0%	11%	－	0%	4%	6%	0%	18%	－	－	16%	－	－	17%	－	0%	2%
30～50%未満	－	0%	18%	－	0%	9%	30%	0%	23%	－	－	5%	－	－	0%	－	0%	1%
50%以上	－	55%	34%	－	57%	47%	37%	39%	27%	－	－	37%	－	－	67%	－	0%	10%
すべて手形	－	2%	0%	－	7%	4%	6%	0%	0%	－	－	5%	－	－	0%	－	0%	1%

受注側	産業機械			工作機械			建設機械			半導体製造装置		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
全て現金	－	26%	12%	－	18%	17%	9%	20%	0%	－	－	20%
10%未満	－	19%	24%	－	27%	0%	9%	20%	0%	－	－	60%
10～30%未満	－	0%	18%	－	0%	0%	18%	0%	25%	－	－	0%
30～50%未満	－	0%	24%	－	0%	17%	36%	0%	0%	－	－	0%
50%以上	－	48%	24%	－	55%	67%	27%	60%	50%	－	－	20%
すべて手形	－	7%	0%	－	0%	0%	0%	0%	25%	－	－	0%

※設問26：「下請代金を手形等で支払っている割合はどれくらいか」という設問に対して、「すべて現金払い」「10%未満」「10～30%未満」「30%～50%未満」「50%以上」「すべて手形払い」の回答項目を設置。

※割合については、小数点以下第1位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100%とならない。

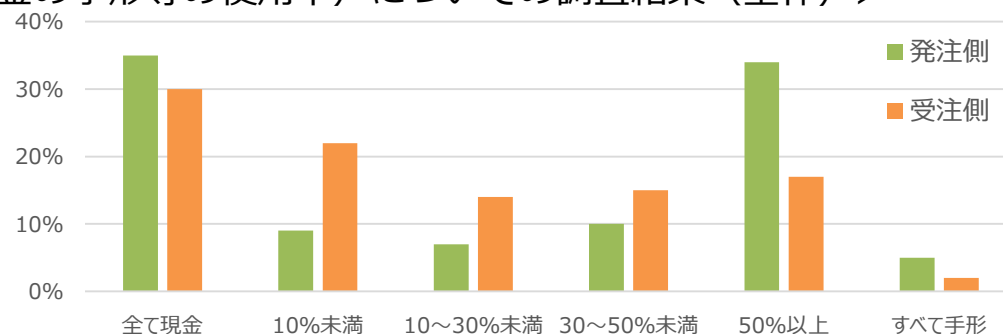
【参考】自主行動計画フォローアップ調査結果 <支払条件(大企業間取引)・現金比率>

- 大企業同士の取引における「手形払いの現金化」については、手形の使用割合が50%以上の割合が、発注側全体で4割程度を占める。特に、自動車、建設機械では、7割以上を占める。
- また、発注側全体では、手形の使用割合が2極化している。

令和元年度新規設問

<大企業間取引の支払条件の改善（下請代金の手形等の使用率）についての調査結果（全体）>

全体	発注側	受注側
全て現金	35%	30%
10%未満	9%	22%
10～30%未満	7%	14%
30～50%未満	10%	15%
50%以上	34%	17%
すべて手形	5%	2%



※設問 2 9 : 「大企業間取引において、下請代金を手形等で支払っている割合はどれくらいか」という設問に対して、上記回答項目を設置。

【参考】自主行動計画フォローアップ調査結果 <支払条件(大企業間取引)・現金比率>

<大企業間取引の支払条件の改善（下請代金の手形等の使用率）についての調査結果（業種別）> 令和元年度新規設問

発注側	自動車	自動車部品	素形材	繊維	電機・情報	ソフトウェア	産業機械	工作機械	建設機械	半導体 製造装置	航空宇宙	小売
全て現金	0 %	19 %	32 %	40 %	19 %	100 %	31 %	26 %	17 %	40 %	17 %	73%
10%未満	0 %	8 %	9 %	18 %	17 %	0 %	4 %	0 %	0 %	0 %	0 %	9%
10～30%未満	14 %	8 %	5 %	4 %	6 %	0 %	12 %	9 %	8 %	20 %	17 %	2%
30～50%未満	14 %	16 %	14 %	11 %	11 %	0 %	12 %	4 %	0 %	0 %	0 %	2%
50%以上	57 %	43 %	41 %	16 %	43 %	0 %	38 %	57 %	58 %	30 %	50 %	11%
すべて手形	14 %	6 %	0 %	11 %	3 %	0 %	4 %	4 %	17 %	10 %	17 %	2%
	受注側	自動車部品	素形材	繊維	電機・情報	ソフトウェア	産業機械	工作機械	建設機械	半導体 製造装置	航空宇宙	小売
	全て現金	27 %	27 %	29 %	14 %	58 %	15 %	14 %	0 %	50 %	50 %	100%
	10%未満	16 %	12 %	21 %	43 %	42 %	23 %	29 %	25 %	0 %	0 %	0%
	10～30%未満	18 %	17 %	21 %	7 %	0 %	23 %	0 %	25 %	0 %	0 %	0%
	30～50%未満	20 %	20 %	17 %	11 %	0 %	15 %	14 %	0 %	0 %	50 %	0%
	50%以上	18 %	20 %	13 %	21 %	0 %	23 %	43 %	25 %	50 %	0 %	0%
	すべて手形	1 %	5 %	0 %	4 %	0 %	0 %	0 %	25 %	0 %	0 %	0%

※設問 2 9 : 「大企業間取引において、下請代金を手形等で支払っている割合はどれくらいか」
という設問に対して、上記回答項目を設置。

※割合については、小数点以下第 1 位を四捨五入しているため、合計は必ずしも 1 0 0 %とならない。

手形サイトの短縮

約束手形のサイト

- 自主行動計画フォローアップ調査によれば、「手形サイト」については、
 - 全体として改善傾向にあるものの、手形サイトが60日以内の割合は2割以下と低い。
 - 業種別での手形サイトは、繊維業は「90日以内」が59%、その他の業界は「120日以内」が素形材（59%）、産業機械（65%）、工作機械（61%）、半導体（82%）となっており、業種ごとにサイトの偏りが確認される。

【手形サイト】

- ◆ 取扱い手形を確認すると、サイトは110日くらいが平均値。1枚あたりの金額は260万円程度。＜金融機関＞
- ◆ サイトは3か月が多いが、建設業などでは6か月のものがある。卸売業は回収も早いので1か月～2か月くらい。1枚あたりの金額は300万円から500万円程度。＜金融機関＞
- ◆ 運送業では90日程度のサイト。＜運送業事業者＞
- ◆ 酒製造業では、手形サイトは2か月程度。＜醸造業事業者＞

（出典）金融機関・事業者ヒアリング

自主行動計画フォローアップ調査結果

＜下請中小企業との取引の支払条件の改善（手形サイト）についての調査結果＞

「60日以内」の割合	平成29年度	平成30年度	令和元年度
発注側	14%	13%	18%
受注側	10%	12%	14%

※設問28：「下請代金を手形等で支払っている場合、手形等のサイトはどれくらいか」という設問に対して、「30日以内」「60日以内」「90日以内」「120日以内」「120日超」の回答項目を設置。

【参考】自主行動計画フォローアップ調査結果 <支払条件(対下請企業)・手形サイト>

下請中小企業との取引の支払条件の改善（手形サイト）についての調査結果（業種別）

発注側	自動車			自動車部品			素形材			繊維			電機・情報			ソフトウェア		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
30日以内	0%	0%	0%	0%	1%	0%	1%	3%	1%	10%	4%	3%	0%	1%	1%	0%	0%	0%
60日以内	33%	25%	25%	11%	19%	22%	6%	4%	6%	15%	15%	17%	4%	3%	10%	100%	100%	0%
90日以内	50%	50%	75%	27%	28%	35%	21%	29%	30%	51%	54%	59%	20%	22%	21%	0%	0%	100%
120日以内	17%	25%	0%	61%	52%	43%	71%	60%	59%	16%	17%	14%	76%	73%	68%	0%	0%	0%
120日超	0%	0%	0%	1%	0%	0%	1%	4%	4%	8%	10%	7%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

受注側	自動車部品			素形材			繊維			電機・情報			ソフトウェア		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
30日以内	1%	2%	4%	1%	2%	1%	4%	4%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
60日以内	15%	16%	24%	7%	7%	8%	10%	13%	14%	4%	5%	4%	50%	0%	50%
90日以内	49%	47%	41%	25%	26%	28%	36%	42%	47%	7%	5%	26%	50%	33%	25%
120日以内	32%	33%	30%	60%	62%	58%	25%	28%	25%	57%	79%	70%	0%	67%	25%
120日超	3%	2%	2%	7%	3%	6%	25%	14%	11%	31%	11%	0%	0%	0%	0%

発注側	産業機械			工作機械			建設機械			半導体製造装置			航空宇宙			小売		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
30日以内	—	0%	0%	—	0%	0%	0%	0%	0%	—	—	9%	—	—	0%	—	—	11%
60日以内	—	3%	12%	—	7%	10%	21%	16%	33%	—	—	9%	—	—	0%	—	—	56%
90日以内	—	6%	12%	—	25%	29%	10%	16%	17%	—	—	0%	—	—	20%	—	—	28%
120日以内	—	88%	65%	—	63%	61%	61%	63%	39%	—	—	82%	—	—	80%	—	—	6%
120日超	—	3%	12%	—	5%	0%	8%	5%	11%	—	—	0%	—	—	0%	—	—	0%

受注側	産業機械			工作機械			建設機械			半導体製造装置			小売		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
30日以内	—	0%	7%	—	0%	0%	0%	0%	0%	—	—	25%	—	—	0%
60日以内	—	8%	13%	—	0%	0%	0%	12%	13%	—	—	0%	—	—	67%
90日以内	—	12%	7%	—	11%	0%	12%	0%	13%	—	—	0%	—	—	33%
120日以内	—	52%	53%	—	78%	100%	44%	50%	38%	—	—	75%	—	—	0%
120日超	—	28%	20%	—	11%	0%	44%	37%	38%	—	—	0%	—	—	0%

※設問28：「下請代金を手形等で支払っている場合、手形等のサイトはどれくらいか」という設問に対して、「30日以内」「60日以内」「90日以内」「120日以内」「120日超」の回答項目を設置。

※割合については、小数点以下第1位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100%とならない。

【参考】自主行動計画フォローアップ調査結果 <支払条件(大企業間取引)・手形サイト>

- 大企業同士の取引における「手形サイト」については、発注側で「60日以内のサイト」の割合は1割程度にとどまる。
- 産業機械や航空宇宙では、「120日超のサイト」での手形支払があるとの回答が半数以上存在。

<大企業間取引の支払条件の改善（手形サイト）についての調査結果>

令和元年度新規設問

全体	発注側	受注側
30日以内	0%	2%
60日以内	10%	16%
90日以内	30%	36%
120日以内	43%	32%
120日超	17%	14%

発注側	自動車	自動車部品	素形材	繊維	電機・情報	ソフトウェア	産業機械	工作機械	建設機械	半導体製造装置	航空宇宙	小売
30日以内	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	—	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0%
60日以内	14 %	13 %	7 %	23 %	0 %	—	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	58%
90日以内	64 %	38 %	33 %	53 %	15 %	—	5 %	35 %	18 %	0 %	0 %	33%
120日以内	14 %	39 %	47 %	13 %	65 %	—	45 %	41 %	45 %	75 %	0 %	8%
120日超	7 %	9 %	13 %	10 %	20 %	—	50 %	24 %	36 %	25 %	100 %	0%
受注側	自動車部品	素形材	繊維	電機・情報	ソフトウェア	産業機械	工作機械	建設機械	半導体製造装置	航空宇宙		
30日以内	3 %	0 %	0 %	0 %	0 %	7 %	0 %	0 %	0 %	0 %		
60日以内	27 %	16 %	6 %	4 %	21 %	7 %	0 %	0 %	0 %	0 %		
90日以内	44 %	26 %	61 %	44 %	14 %	7 %	50 %	0 %	0 %	0 %		
120日以内	24 %	47 %	28 %	32 %	21 %	50 %	33 %	50 %	100 %	0 %		
120日超	3 %	11 %	6 %	20 %	43 %	29 %	17 %	50 %	0 %	100 %		

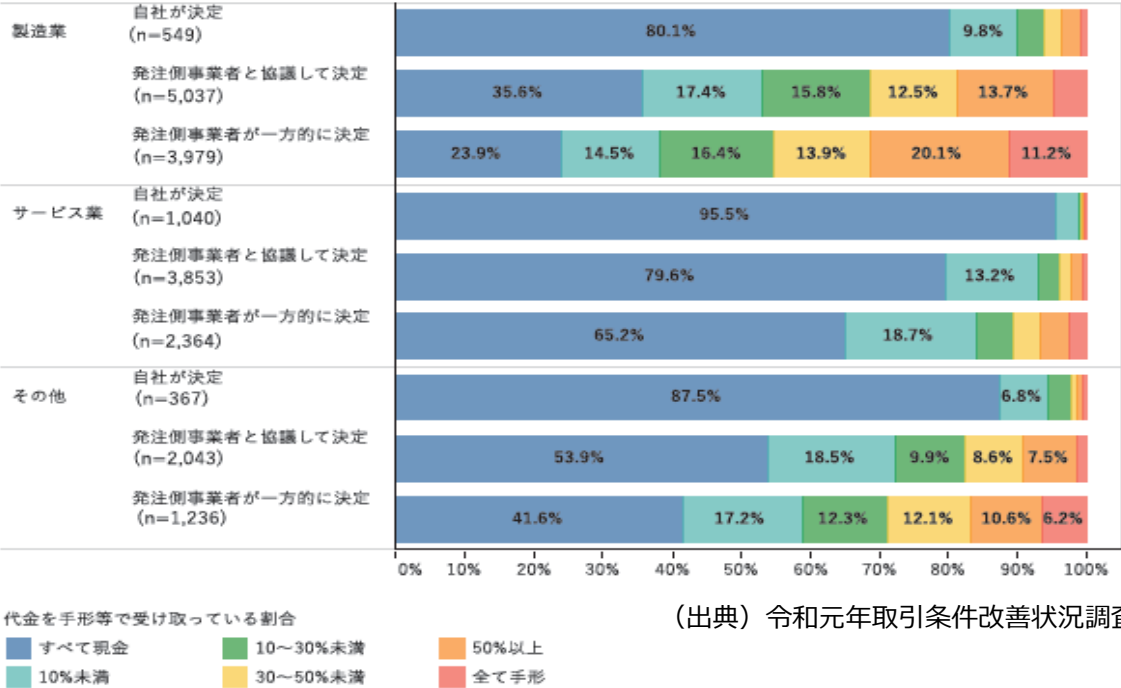
※設問3 1：「大企業間取引において、下請代金を手形等で支払っている場合、手形等のサイトはどれくらいか」という設問に対して、上記回答項目を設置。

※割合については、小数点以下第1位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100%とならない。

【参考】代金の支払方法の決定

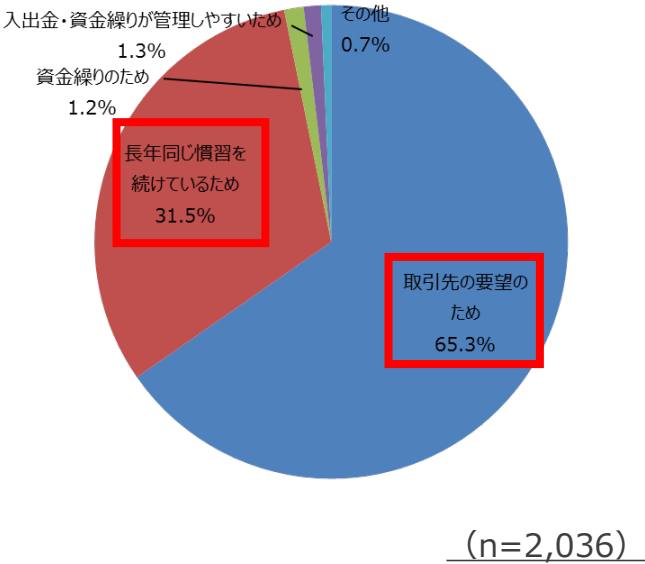
- 代金の支払方法を発注側と協議して決定している企業ほど、手形での受取割合が低い。
- また、取引先の要望や長年の商慣習により、代金を手形で受け取っていると回答する事業者も多く存在し、支払方法について十分に協議がなされていない。

代金の支払方法に関する協議の有無と手形利用の関係



(出典) 令和元取引条件改善状況調査

代金を手形で受け取る理由

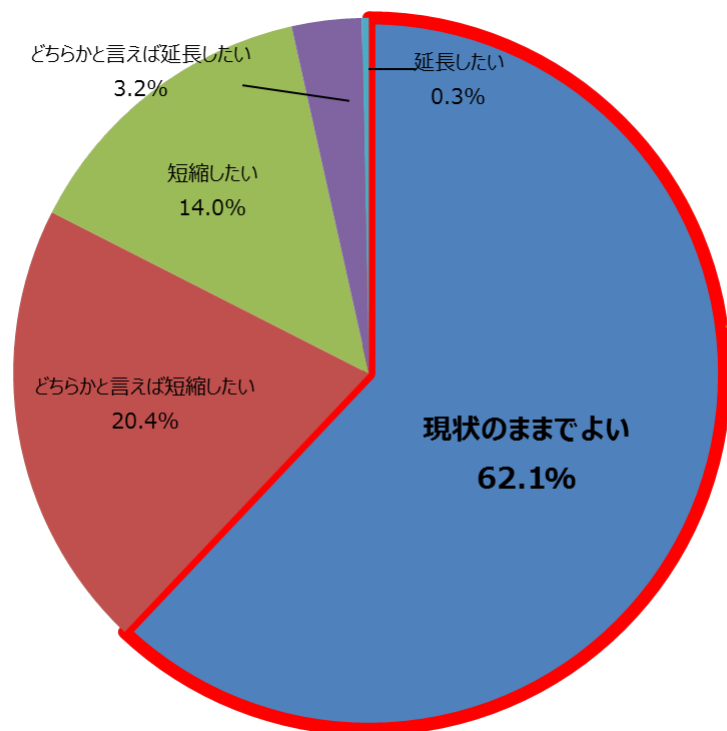


(出典) 平成31年度決済に関するアンケート調査

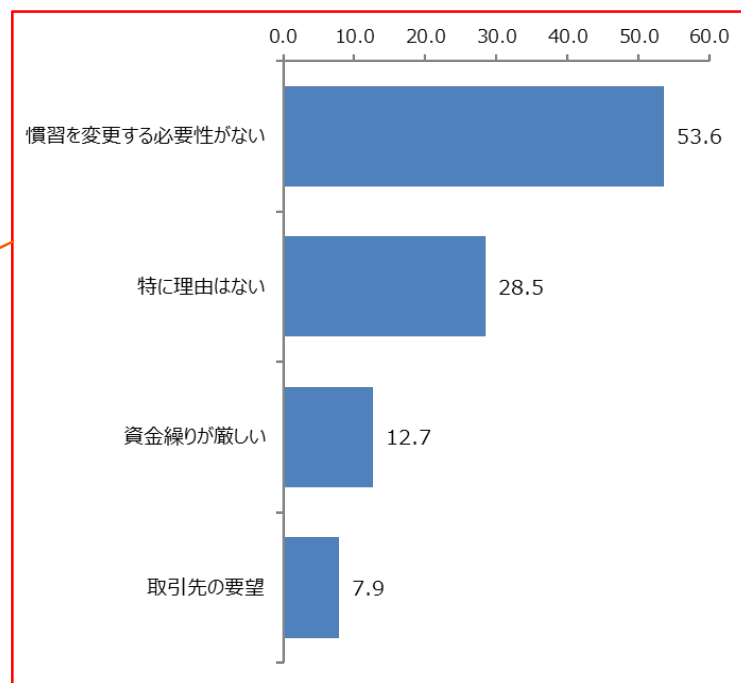
【参考】手形等の支払サイトの短縮に向けて

- 手形サイトについて、振出側の約 6 割が「現状のままでよい」とし、短縮を検討していない。
- また、手形サイトを現状維持する理由として、「**慣習を変更する必要がない**」が最も多く（53.6%）、「**特に理由がない**」（28.5%）が続く。
- 手形サイトが短縮しない要因として、手形の振出側に現状の商慣習を改善する意向がみられず、十分な協議・交渉がなされていないことが考えられる。

手形振出企業の手形サイトに関する考え



手形サイトの短縮を考えていない理由



手形割引料の代金上乘せ

割引料の負担

- 割引料は約束手形の受取人が負担しているとの声がある。

【割引料】

- ◆ 割引料は受取人の負担となっている。これは「取引慣行」だが、発注者・受注者の力関係によるところが大きいと思う。＜金融機関＞
- ◆ 約束手形払いを現金払いに変えて欲しいとお願いをしたら、利子分を値引きすると言われた事業者がいた。＜金融機関＞
- ◆ 約束手形の割引手数料は、受取人が負担しているのが実態。＜金融機関＞
- ◆ 通常取引金額に加えて、約束手形で支払う場合には利子分を乗せて支払われているケースは見たことがない。＜金融機関＞

（出典）金融機関・事業者ヒアリング

自主行動計画フォローアップ調査結果

＜支払条件の改善（手形支払時の割引料の勘案）についての調査結果（全体）＞

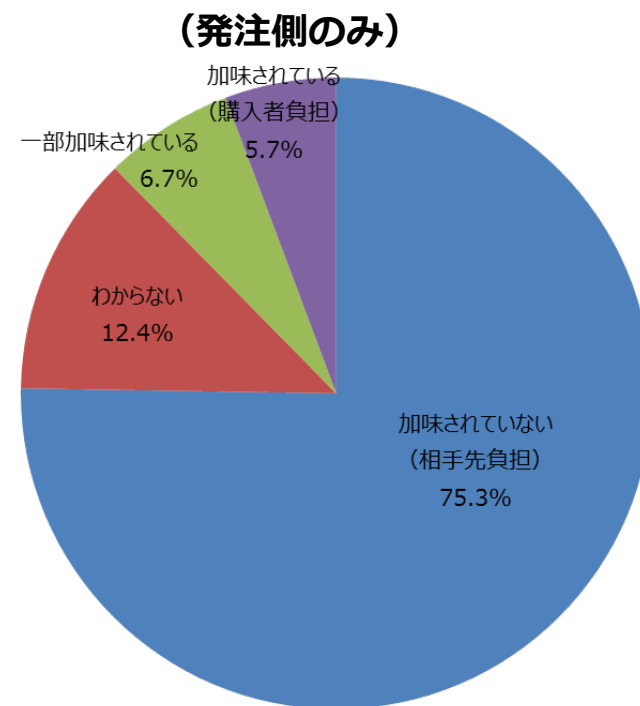
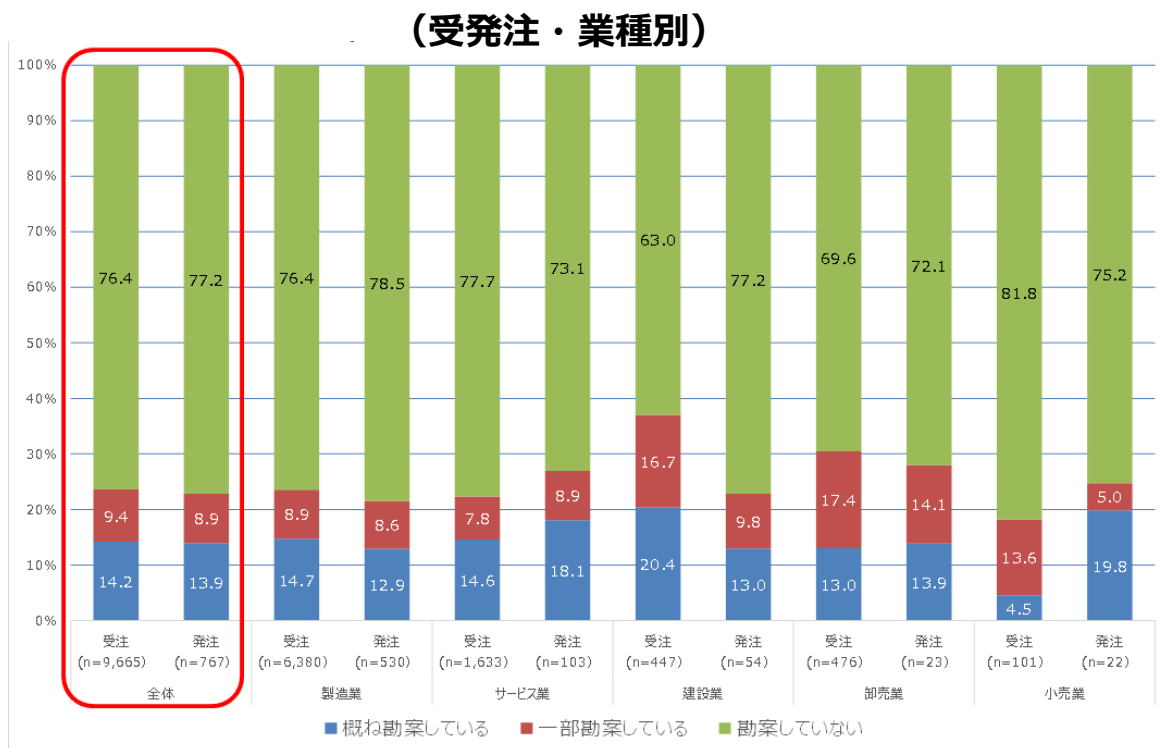
各項目の割合	内訳	平成30年度	令和元年度
発注側	概ね勘案	43%	51%
	一部勘案	16%	12%
	勘案していない	41%	37%
受注側	概ね勘案	19%	23%
	一部勘案	18%	17%
	勘案していない	63%	60%

※設問 27：「下請代金を手形等で支払っている場合、下請事業者の負担することのないよう、現金化にかかる割引料等のコストを勘案して下請代金の額を決定しているか。」という設問に対して、「概ね勘案」「一部勘案」「勘案していない」の回答項目を設置。

手形割引相当額の上乗せの状況

- 手形の割引手数料相当額について、発注側・受注側のいずれも**7割以上の事業者が下請代金に「勘案していない」と回答しており、受注側が負担している。**
- また、割引手数料の上乗せについて「わからない」と把握していない発注者もあり（12.4%）、**割引手数料の取扱いが不明確又は十分に協議されていないものと考えられる。**

代金への手形割引手数料相当分の上乗せ状況



令和元年度取引条件改善状況調査

平成31年度決済に関するアンケート調査

※問19：「代金を手形で支払うことがある企業に対して、代金の決定においては、手形割引手数料相当分が加味（上乗せ）されているか」という設問に対して、「加味されている（購入者負担）」「一部加味されている」「加味されていない（相手先負担）」「わからない」の回答項目を設置。（n=1576）

本検討会で議論頂きたい論点

論点整理：①手形払いの現金化

- 本年4月より有識者にヒアリングを実施したところ、支払手段に関する意見は、以下の通り。
- **手形の現金化については、業界ごとの実態把握やサプライチェーン全体での取組推進の重要性などに言及があった。**

有識者ヒアリング：手形払いの現金化

- ◆ 約束手形の現金化に向けたアクションとして、サプライチェーン全体で推進していくという視点は重要。併せて、業界ごとの汲むべき事情について個別に実態をみていく必要がある。＜弁護士＞
- ◆ 海外取引は現金取引が主流。過去に海外と取引を開始してから、キャッシュフロー良化した経験がある。日本の約束手形利用には合理性がないと思う。＜中小企業経営者＞
- ◆ 漸く下請法対象企業への支払いを全て現金化できた。一番の課題はやはり手元のキャッシュを確保すること。また、すぐに現金化が難しい取引先に対しては、当社が利息分を負担して、当社からの支払いは約束手形ではあるものの、その先の取引先には現金で支払われるような工夫も講じてきた。＜大企業＞
- ◆ 下請法の対象企業については基本的に現金で支払っているが、ごく一部で約束手形が残っているようだ。他方、それ以外の取引（下請法対象外の中小企業や大企業）については全てを現金化していくことは現状では難しい。＜大企業＞

議論の方向性①

- ・約束手形を現金化していくためには、**業界ごとの実態**を丁寧に把握しながら、**ボトルネック**を明らかにすべきではないか。
- ・中小企業の資金繰りを改善するためには、**下請法対象か否かに関わらず現金化**を進めるべきではないか。そのためには、**サプライチェーン全体で取組**を進めていくべきではないか。
- ・約束手形の**現金払い化が難しい場合の工夫**はできないか。 例）利息分の負担

論点整理：②支払サイト

- 支払サイトが長い取引は、受取事業者の資金繰りを改善していく観点から、問題である。
- 取引背景にある支払サイトの期間設定理由などを明らかにしながら、短縮のための方策を検討していく必要がある。

有識者ヒアリング：支払サイト

- ◆ 手形の支払サイトの短縮化が最も重要な課題。今回のコロナで明らかになったように、有事になるとサイトが長期化する力学が働く。そのためにも、平時からサイトを短くしておくことがサプライチェーンの耐性を高める。また、サイトそのものを短くしていくという努力に加え、（質のよい）ファクタリングや売掛債権の証券化など、売掛債権の流動性を高めていくことで、支払いサイトが長い売掛債権を持つ事業者の資金繰りを改善していく、という方向性も追求すべき。＜弁護士＞
- ◆ 主たる論点は、手形の支払サイトではないか。下請法の決済手段として120日の約束手形が認められているというのはひどいと思う。＜弁護士＞
- ◆ 特に問題なのは、支払サイトの問題。約束手形が絡むと4～5か月引っ張られる。海外は現金なのに比較すると、日本は圧倒的に遅れている。＜中小企業経営者＞

議論の方向性②

- ・支払サイトの期間設定に、合理的な理由はあるか。
- ・支払サイトを短縮化していく方策はなにか。

論点整理：③割引料

- 手形の割引料については、相応の金利が受取側に支払われていないという実態に言及があった。
- 取引における**負担構造の実態**を明らかにしたうえで、振出側の**適正な負担を実現するような方策**を検討する必要がある。

有識者ヒアリング：割引料

- ◆ 手形を含め後払いであったとしても、それに応じた金利が支払われていれば、本来は問題ないはず。約束手形の問題は、相応の金利が支払われていないという慣行が問題。こうした取引慣行を変えていく、というテーマは難しいが、重要だと思う。＜学識者＞
- ◆ 支払いサイトやそれに伴う割引料の負担について、昔から言われているものの誰も変えようとしてこなかった論点の一つ。割引料が下請事業者に支払われていない、という実態が一番の問題ではないか。割引料の負担構造の実態を明らかにしていく必要があるだろう。＜学識者＞

議論の方向性③

- ・支払サイトが設けられていることに伴うコストである**割引料は振出人が負担すべきではないか。**
- ・割引料の**適正な負担を実現する方策**を検討すべきではないか。

論点整理：④ IT化・新たな決済手段

- 決済手段や受発注等のシステムのIT化及び電子記録債権やファクタリングなどの**新たな決済手段**の普及を背景として、**手形に代わる決済手段の適正なあり方**について検討していく必要がある。

有識者ヒアリング：IT化・新たな決済手段

- ◆ 約束手形は紙であることに伴う紛失リスク・コストがあり、デジタル化すべき。そのうえで、IT化の議論は、手形だけに切り出すのではなく、中小企業の経営システム全体（例えば、対金融機関、対取引先、中小企業内といったそれぞれのシステム）のIT化を見据え、政策としては大きな絵を描いた上で進めるべきだろう。また、この問題は、例えば電子記録債権とインターネットバンキングシステムの接続などシステムの問題でもある。それぞれのシステムがシームレスに連携し、中小企業にとって利用コストを下げていくという取り組みが必要。＜学識者＞
- ◆ フィンテック企業が提供するファクタリングは100万円程度の小口がメインで、銀行からの融資を受けられないような事業者を対象としている。手数料は5%/月だが、年率にすると60%となり、貸金業法に照らすと高額。これは小口のため事務費がどうしてもかさむことによる。また、銀行と異なり資金を市場から引っ張ってくることもコスト高の要因。これに対し、銀行が提供するファクタリングは一口500万円以上、地銀だと1,000万円以上。しかし、中小企業のニーズとしては一口300万円程度のニーズがあり、銀行に借りられない企業は、サラ金に行き、それでも回らなくなると悪質なファクタリング業者に向かうというイメージがある。＜金融サービス＞

議論の方向性④

- ・IT化の議論は、手形の代替措置という論点に限らず、受発注システムなどを含め、**中小企業のIT化全体を見据え議論**すべき。
- ・**悪質な決済手段に対しては、厳正に対処**すべき。
- ・**中小企業にとって利便性が高い決済サービス**が提供されているか。

今後の検討スケジュール

論点：①手形払いの現金化 ②支払サイト ③割引料

第1回 検討会 7月31日（金）
趣旨説明 現状整理 など

第2回 検討会 8月19日（水）
手形支払適正化の検討 など

第3回 検討会 9月
中間とりまとめ

論点：④IT化・新たな決済手段

第4～6回 検討会 9月～11月
業種ごとの現状整理、IT化・新たな決済手段の検討 など

第7回 検討会 年内
とりまとめ